

## どんなことをしたらいいのですか？（企業編）

### お客様、従業員、事業所の安全確保

発災時にお客様、従業員や事業所の安全を確保するための対策を講ずるように努めて下さい。【第5条】

### 地域での連携、協力

事業者の方には、地域社会の一員として、地域と連携・協力を努めていただく必要があります。地域には、自主防災組織など、地域住民の方による自主的な組織があります。そうした組織の活動に協力して下さい。【第5条、第6条】

### ボランティアへの支援

災害時においてボランティアの果たす役割は大きなものがあります。従業員のボランティア活動を支援するなどの人的資源による支援、その他、様々な資源をボランティアが活用できるよう、支援に努めて下さい。【第7条】

### 物資の備蓄

大規模な災害の場合、食料などの流通までに数日かかることが予想されます。各事業者の皆様には、日頃から、発災時に事業所に残らざるを得ない従業員の7日分の食料など、必要な物資を自ら備蓄するよう努めて下さい。【第13条】

### 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者、外国人の方々は、災害時には非常に不安になるものです。そういった方々には、特に、社会の全メンバーで配慮することが必要です。【第16条】

### 防災対策に関する計画の作成

災害により多大な被害を受けることとなると企業の存続をも左右することがあります。発災時におけるお客様、従業員、事業所の安全確保のための防災計画だけでなく、被害を軽減するため、事業を継続するため、速やかに事業を再開するため計画の策定に努めて下さい。【第5条】

### 情報収集

市では、発災時などにも随時情報提供してまいります。そうした情報を積極的に収集して下さい。【第10条】

### 防災教育、防災訓練

いざというときには、知っていること以上のことはできません。従業員に対して防災知識を習得する機会を提供することや、市や地域で行われる防災訓練への参加、防災訓練を事業所で行う場合の市や市民との連携に努めて下さい。【第11条、第12条】

### 避難所、避難経路等の確認

建物内に残ることが危険であると判断される場合には、避難する必要があります。その場合、どこに避難するのか、避難経路はどうするのかなどを、あらかじめ確認しておくよう努めて下さい。【第15条】

### 発災時の応急措置

大きな災害が発生したときにすぐに被災した人のところに駆けつけることができるのは隣近所です。事業者の皆さんも地域社会の一員として、初期消火や救助に努めて下さい。【第17条】

### 緊急輸送確保への協力

東海地震の警戒宣言が発表されたとき、災害が発生したときには、消火や被災者の救助などのために主な道路を緊急輸送道路として使用します。避難の際に自動車を 사용하지 ないなど、迅速・的確な緊急輸送の確保に協力して下さい。【第 18 条】

### 社屋の耐震性確保、書棚固定

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の 9 割が、家屋の倒壊、家具類等の転倒によるものでした。社屋が倒壊してしまえば、従業員の多くの命を奪う可能性もありますし、事業を継続することも難しくなります。また、書棚、ロッカー、OA 機器などの転倒防止も、人命を救うためには必要不可欠です。【第 19 条、第 21 条】

### 社屋のガラス、看板等の転倒、落下防止

ビルのガラスや看板などは、落下すれば、ビルの近くをたまたま通りかかった人に危害を及ぼすこととなります。安全かどうか、点検をしておくよう努めて下さい。【第 20 条】

### 応急危険度判定への協力

地震により被害を受けた建築物などについては、その危険性を調査することがあります。その場合には、調査への協力を努めて下さい。【第 23 条】

### 帰宅困難者対策

東海地震の警戒宣言発表時には公共交通機関の運行は中止され、大規模地震発生時には状況に応じて公共交通機関の運行は中止されます。大都市でそうなった場合、主要駅などは混乱することが予想されます。そういうときに、お客様や従業員が安全に帰宅などできるようにしておく必要があります。【第 22 条】

### 浸水防止

地下室などの地下空間に水が流れ込む新しい形の都市型の災害が見られるようになりました。地下室があったり、敷地が低い場合などは、止水板を設置したり、土のうを準備するよう努めるなどして下さい。

不特定多数の方が利用する地下施設の場合は、避難誘導體制の確保は重要です。【第 24 条】

### 雨水流出抑制

大雨が降っても、集中的な雨水の流出を防ぐためには、雨水を一時的に貯留し、又は地中に浸透させることが有効です。それは、浸透雨水ますや浸透地下埋管の設置、敷地内の緑化など、各事業者の皆さんの行動が、対策となります。【第 25 条】

### 雨水ます等の清掃

雨水ますは、雨を取り込む重要な施設です。ごみや落ち葉などで詰まると、浸水の原因になります。事業所内の土地の雨水ますなどはいつもきれいにしておくよう努めて下さい。【第 26 条】